

経 済 産 業 省

20191202産第5号

令和元年12月11日

計量行政審議会

会長 斎藤 保 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施及び取りやめについて、別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

1. 振動加速度レベル
2. 濃度（標準物質）

校正の取りやめ

標準物質（有機標準液）の値付けの実施

1. 振動加速度レベル

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するレーザ干渉式振動加速度装置による校正の取りやめ

校正の取りやめ（法第135条第1項）	
取りやめに係る特定標準器等を用いて計量器の校正を行う者	取りやめに係る特定標準器等による校正を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	レーザ干渉式振動測定装置であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が0.1 Hz以上10 kHz以下のもの

2. 濃度（標準物質）

(1) 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

(2) (1) の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が100 mg/Lのもの